



第013号
平成27年6月29日
特定非営利活動法人
NPO 成年後見湘南
平塚市代官町16-37
平塚チェリーマンション 102号
発行責任者：成瀬富子

第12回総会が開催されました

平成27年5月27日(水)午前10時30分、NPO 成年後見湘南の第12回総会が、ひらつか市民活動センターに於いて開催されました。

平成27年3月31日現在の正会員総数136名のうち、過半数を超える87名(委任状57名)の出席があり、同総会は適法に成立し、すべての議案が承認され総会は無事閉会いたしました。

後見活動紹介

総会終了後、総会に出席された皆様に当法人の後見活動の様子を担当者から報告させていただきました。会員の皆様の「成年後見って必要らしいからNPOの会員になったけれど、何をやっているのかよくわからない」「NPOに後見を頼んだらどんなことをしてくれるの?」という声に少しでもお答え出来ればと実施いたしました。

1. Aさん(申立てから終了まで)、2. Bさん(自宅への帰宅援助)、3. Cさん(遠方にある両親の墓参)、4. Dさん(支援へのパソコンの活用)の4人の方の事例をそれぞれの担当者がパワーポイントの画像を使いながら報告致しました。会場の皆様からの質問にもお答えしご好評を頂きました。当日のAさんとBさんの活動報告を4~6ページに掲載いたしましたのでご覧ください。



この1年の動き

受任件数は終了3件を含む累計で25件となり、実働件数は22件となりました。26年度新規受任は4件でしたが内1件は申立てをする親族がない市長申立て、2件の方はすでに親御さんがいらっしゃいません。親亡き後を見据え親族との複数後見でスタートしたこのNPO法人ですが、設立12年を経て、まさに親亡き後のご本人を見守り、支援する後見業務の比重が大きくなりつつあります。

ご本人たちの高齢化に伴い様々な問題も生じてきました。高齢のため入退院を繰り返される方も増え、その都度病院から後見人が呼ばれ(なぜか夜間の呼び出しが多いのです)、時としては延命処置等の医療同意を求められることも増えてきました。今の制度ではまだ後見人は医療同意はできないのですが、担当医師の理解をいただかず病院に駆け付けた担当者が困ってしまう場面がでてきました。裁判所にもご意見を伺い、法人内でガイドラインを作成し緊急時に備えることにいたしました。

また昨年からは事務職員の雇用により事務局機能が強化され、後見業務全般の事務処理が円滑になりました。

仲間

障がいのある妹さんのために仲間と一緒にこのNPO 成年後見湘南を立上げ、代表理事を10年間務めて下さった前代表理事の比企明義さんが今年1月、82歳でお亡くなりになりました。「自分が先に逝ったときは妹のことは法人にお願いしたい」と法人との複数後見を選ばれたのですが、後見人でもあるお兄さんの訪問を何よりの楽しみにしていた妹さんは2年前に先に逝かれました。比企さんは兄としての責任を果たされ安心されたのか、その後体調を崩され妹さんのもとに旅立っていかれました。ご冥福をお祈りいたします。

私たち残されたメンバーは比企さんの墓前にこの法人をしっかりと受け継いでいくことを誓いました。受け継いでいくためには後継者の育成が必須なのですが、うれしいことに2名の新しいメンバーをお迎えすることができました。お一人は障がいのあるお子さんをお持ちの井料由美子さん、お一人は元行政マンで行政書士の杉崎克喜さん。お二人それぞれの持ち味を活かした活動に期待が寄せられています。そして今年度は後継者育成プロジェクトを立ち上げ、さらなる仲間づくりに知恵を絞りたいと思います。

対外的な活動

NPO 成年後見湘南は法人後見の先駆者として各方面からの求めに応じ様々な活動を行ってきました。3月には厚木市と藤沢市で障がい者のご家族に NPO 成年後見湘南の活動についてお話しさせていただきました。

県内では「かながわ法人後見連絡会」や「よこはま法人後見連絡会」に参加し、関係諸団体との情報交換、連携を深めています。また市内では26年9月にオープンした「平塚市成年後見利用支援センター」の運営協議会の委員を委嘱され、平塚市の成年後見制度利用の推進に協力しています。次ページに「平塚市の成年後見制度への取り組み」について平塚市福祉総務課の岩本英裕主査に投稿いただきましたので掲載いたします。

設立から12年。受任件数も20件を超えましたが、常に設立の初心を忘れず、ご本人に寄り添い、1件1件丁寧に後見業務を行っていきたく思います。

会員の皆様には、これからも法人の活動に変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

代表理事 成瀬富子



NPO 成年後見湘南 事務所のご案内



- ・ JR 平塚駅南口（海側）徒歩 5 分
- ・ 駐車スペースなし
- ・ 事務所の開いている日時
原則月・木曜日 9:30~14:30
(その他必要に応じて)

来所される場合は事前にご連絡ください

TEL&FAX 0463 (22) 7621



平塚市の成年後見制度への取り組み

平塚市福祉総務課 岩本英裕

1 これまでの経過

平成 24 年度以降、老人福祉法や障がい者の福祉関係法の改正に伴い、後見等の業務を適正に行うことのできる人材の育成及び活用等について体制整備を行うことが市町村の努力義務として法律に明記されました。

平塚市では、平塚市総合計画～生活快適・夢プラン～改訂基本計画(平成 24 年度～平成 28 年度)の基本施策において、「成年後見制度の利用促進の体制づくりの推進」を掲げています。この改訂基本計画を踏まえ、平成 24 年度には平塚市成年後見制度利用支援あり方検討会を設置し、成年後見制度の利用促進に向けて検討を行い、今後の平塚市のビジョンとして「平塚市における成年後見利用支援のあり方」報告書を取りまとめました。

その後平成 25 年度には、平塚市成年後見利用支援センター設置懇話会を設置し、センターの設置に向けた詳細な検討を行った結果、翌年の 9 月に、平塚市成年後見利用支援センターの開設に至りました。

2 平塚市成年後見利用支援センター事業

平塚市成年後見利用支援センターでは、判断能力に不安がある方やその親族等に対して成年後見制度の利用支援を行います。また、市民後見人を養成し、その活動を支援すること、地域の法人後見受任団体への支援や成年後見制度の普及・啓発などを行い、成年後見制度が利用しやすくなるような環境整備を行います。

3 今後の取り組み

センター設置の次の段階としては、成年後見制度のみならず、権利擁護全体を包括するような支援体制の確立に向けた検討が求められています。増加する認知症高齢者や障がい者の親亡き後の課題に対応し、かつ判断能力に不安のある方々が、住み慣れた地域で安心して生活できる

「福祉のまち ひらつか の実現」のためには、地域における権利擁護体制を構築し、地域福祉の考え方を含めた環境整備が必要となります。そのため、身近な地域で判断能力に不安のある方々に寄り添い、意思決定を支援できるよう、センターの事業を着実に実施し、権利擁護体制の確立に向け取り組んでいきます。

4 おわりに

地域における権利擁護体制を構築していくためには、市民、関係団体、行政の協働が必要となります。平成 16 年以降の NPO 成年後見湘南の取り組みに敬意を表するとともに、引き続き、今後のセンター事業の実施や平塚市の権利擁護体制の構築のため、ご協力をお願いします。



後見活動紹介（1）

Aさん 申立から終了まで
和田 万里子

後見人はご本人が亡くなると、権限も義務も無くなり後見業務は終了します。でも現実には死後の事務を行わざるを得ないことがあるのですが、私が担当していたAさんもそうでした。親族との縁が薄く、ご遺体を引取る方がいらっしゃらなかったため、特例としてご本人が暮らしていたグループホーム（GH）の職員、仲間にも協力していただき、看取り、葬儀、永代供養までを後見人であるNPO 成年後見湘南が執り行いました。

1. 後見依頼

GHで暮らしていたAさん（当時84歳）は、高齢になり体調がすぐれず、人の手を借りて、やっと歩ける状態でした。トイレやお風呂はとても大変でした。制度が変わったため、Aさんのように65歳以上でGHで自立生活が出来なくなった方は介護保険の対象となります。「施設から地域へ」と入所施設からGHに移ったAさんのような方は、65歳を過ぎるとGHでの自立生活ができなくなっても知的障がい者施設に戻ることは出来なくなってしまうのです。特別養護老人ホームの利用を考えGHの職員が申し込みに行った所、後見人が必要ですと言われ、私たちNPO 成年後見湘南に後見を依頼されました。

2. 特別養護老人ホーム

家庭裁判所に成年後見の申立てをしたのが平成24年11月、審判が下りたのが25年2月。ここから法人の成年後見が始まりました。介護認定の申請結果は介護度3でした。

本人とGH職員、ケアマネ、後見担当者の話し合いの結果、特養は4か所申し込みました。



3. デイサービス

介護度3では特養に入所は無理で、そこまでの繋ぎにデイサービスを利用することになりました。ご本人と一緒に、GH職員、後見担当で施設を見て歩きました。

本人が気に入るかどうかわかるか？雰囲気はどうか？安全面はどうか？など、いままでにデイサービスは3か所利用しました（火、木、土曜日）。

本人はとても楽しみにして、もちつきがあったとか、冬季オリンピックの話など、面会によく話してくれました。デイサービスを利用することによって、GH以外での人との関わりができ、生活は格段に豊かになりました。26年の介護認定は2になりました。すごい事です。

4 脳梗塞

11月に面会に伺った時には、「先生が100歳まで大丈夫だと言ってくれたので、100歳まで生きるから」とお元気だったのですが、1月7日、脳梗塞を起こして市民病院に入院しました。1月28日87歳で帰らぬ人となってしまいました。

5 葬儀

1月28日、Aさんが危ないらしい、という情報が入りました。ソーシャルワーカーさんと療養型病院に移る話を進めていたので、うそでしょ、と思いながら、でも、なにかあったら大変と、もしもの時に備え 家裁の許可を得て、朝、互助会の会員になりました。

その日の夕方、病院に伺うと私の到着を待っていたかのようにお亡くなりになりました。ご本人には甥・姪もいらしたのですが、本人には会ったこともないので遺体の引取りも葬儀も埋葬もやっていただけませんでした。特例として法人で葬儀・永代供養を執り行うことになりました。

2月2日、葬儀の日にはGHの方たちの寄せ書き、遺品、写真等で本人をしのぶ手作りコーナーが出来、施設の職員、大勢の仲間達がお別れに集まって下さいました。

そして無事に葬儀が執り行なわれました。葬儀後の御遺骨は49日まで住み慣れたGHに置かれ御供養、49日の3月12日に納骨（永代供養）を致しました。

看取り、葬儀、納骨、永代供養等 施設の方々と協力して行え、後見担当者としての役目を無事に終了することが出来、ほっとしています。

ありがとうございました。



後見活動紹介（2）

Bさん 自宅への帰宅援助

中村さと美

1. 経過

今から10年ほど前、お母様とお兄様が親亡き後を心配され、Bさんの後見人になって欲しいと法人を訪ねていらっしゃいました。お兄様は脳内出血の後遺症で片麻痺がおありでしたが、お兄様と法人との複数後見で、財産管理はお兄様という形で裁判所に申立て、お兄様とNPO 成年後見湘南がそれぞれ後見人として選任されました。

4年前お父様が亡くなられてからお母様の認知症が進み、さらにお兄様も脳内出血を繰り返され、2年前にはお母様にもお兄様にも後見人が付きました。お兄様はご自身が被後見人となったため、裁判所から職権でBさんの後見人を解任され、法人は単独後見人になりました。お母様は25年7月にお亡くなりました。

2. ご本人への支援

現在 ご本人は58歳（女性）、知的なところと視力、聴力においても障がいをお持ちの方で、ご本人の調子の良い時は、お声をおかけすると声のする方向へ顔を向けて下さる事もありますが、ご自身で意思を伝えたり、お気持ちをお話されることはありません。現在NPOからの後見担当として、2名で対応させていただいております。

ご自宅への帰宅援助ということですが、現在は

ご両親がお亡くなりになり、唯一のご親族のお兄様は身体に障害を持たれ車椅子での生活を川崎の方の施設でされていらっしゃいます。その施設へお兄様をご訪問することを帰宅援助としてさせていただいております。お兄様の方も後見人の方がいらっしゃいますので、その方に日程や内容を相談させていただいております。

当日はBさんが入所している施設の職員とご本人がタクシーで、お兄様の川崎の施設へいらっしゃいます。私たち後見担当は電車、バスで現地集合となります。お兄様とその後見人さん、施設のワーカーさんとても協力的で、面会のお部屋の準備や食事の出前注文を事前にしておいて下さったりと諸々の配慮をさせていただいております。

今年3月末にうかがった際は、お兄様の入浴とマッサージの予定が午後入っていたので、それに支障がないようにと12時半には終了になるように、10時に川崎の施設での面会を始めました。お食事は11時頃に届くように事前に準備をさせていただいております。お兄様は毎回妹さんのお好きな甘いコーヒー（コーヒーフロートのようにアイスクリームをのせたもの…）を作ってください、それを本当に妹さんは美味しそうに召し上がっていらっしゃいました。妹さんがお好きだからとラーメンも毎回出前で注文して下さいます。



NPOの方では年に6回(2ヵ月に1度)の面会の機会を設けており、その機会にご帰宅を援助するお時間を作らせていただいております。昨年度は、その帰宅援助の機会となるお兄様の施設へのご訪問が3回、そしてお母様の一周忌の墓参がありました。

3. 後見人としてこれからの支援について

現在、ご本人は 私たち担当させていただいております者から拝見しますと、お兄様とお会いする機会をなにより楽しみにされているご様子に思われます。同行していただいた施設職員からは、「こんな表情をされるのですね・・・」「ご自身でこんなふうに召し上がろうとされるのは、施設ではあまりなかったかもしれないです」とのお話がありました。この機会を通し、施設でもよりご本人を理解していただだけ、ご本人の意に沿った支援が少しでも可能になっていくことに繋がれば良いなあ!とっております。

私自身も障がいのある息がおりますので、このように面会に同席させていただき、ご本人の嬉しそうな様子や安心されている感じを観させていただき、ひとつの理想のかたちを拝見させていただいているような気持ちになります。

親亡き後も、ひとときでも楽しい時間を過ごしていただき、安心した生活がおくれること、ご本人にとって有意義な日常を送っていただければと思っております。

—追 記—

6月には、妹さんの施設をお兄様が訪問する機会がありました。施設の施設長や職員の皆さんの温かいご配慮で、昼食、お散歩、お茶の時間とゆっくりと過ごされました。そのお茶の時間では、ずっとお兄様の方へお身体とお顔を向けられ、何かお話したそうな妹さんのご様子が印象的でした。妹さんの施設での生活の様子を観られ、お兄様はご安心されていたように感じました。

—訃報—

前代表の比企さんが1月に、前監事の佐藤さんが4月に、設立メンバーで元理事の城所さんが5月に、仲間として大切な方々が相次いでご逝去されました。メンバー一同、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

—追悼文—

◇今年はまだ半年なのに。亡くなられた方たちへの追悼です。「比企さん」:私がこの法人に参加するきっかけを作っていました。子供の施設の家族会を通してお知り合いになった過程でのことです。事務所が今のマンションに移ってからは、会議後に家の近くまで車でお送りするようになり、その車中の短い時間が私にとって至福の時間でした。当時比企さんは、佐伯泰英の「陽炎の辻～居眠り磐音 江戸双六～」シリーズを読んでおられて、そこから色々な方向へ話が発展する中で、好みが重なるところがあると思われたので、45年程前に刊行された「勝海舟全集」全巻を譲りたいと言いだされて、当初は辞退していましたが、丁度2年前に受取りのために自宅に伺いました。そこで22冊という物量、1冊の厚さ、こんな立派なものを、と少したじろぎました。帰って開いてみて、字の小ささ、候文の幕末の古文書、難解な漢字、理解度は1～2割、それでも文書の署名者である幕府の高級官僚達の名前に惹かれて読んでいます。「比企さん、今10冊目を読み始めました。あと2年半必ず読破しますから!」「城所さん」:施設の家族会の例会に私が参加し始めたのは13年半程前からで、その頃城所さんは例会を主催するお一人として、また家族会の会計やルールを切り盛りする事務局員としてご活躍で、個人的に相談に乗っていただいたこと、例会の主催を城所さんから引き継いだこと、そして家族会について教えて頂いたこと等、思い出は尽きません。城所さんは昨年の家族会の総会で表彰され、そのお礼ということでわざわざご挨拶を受けました。「城所さん、その時のしゃきつとしたお姿が今でもはっきりと脳裏に浮かんできます!」

「佐藤さん」:子供が小学校入学前の時期に通っていた施設を共に卒園した仲です。私の子供が卒園した後に佐藤さんのお子さんが入園されているので、そこでの交流はなかったのですが、昭和60年代に施設主催で卒園した親達を招いての懇親会が度々あり、そこで佐藤さんをはじめ知り合った父親たちでOB会を結成し、その後「虹の会」と命名して、種々活動してきた仲間です。その縁もあり佐藤さんがフリーになられた機会に当法人に参加していただきました。そうしたら成瀬さんとも知り合いということで、本当に縁があったんだ!と喜んだものです。その後、後見担当として組んで活動しました。佐藤さんは開放的で穏やかなお人柄、ご本人も親しみ感を示し、私は気楽なサブの立場で1年前まで一緒に楽しく活動させてもらいましたが「佐藤さん、サブだったので、入院されて以降苦労していますが頑張っていますよ!」(古野 貞昭)

編集後記

◇規定の拡充を続けています。既制定規約の内容のブラッシュアップと追加(法人全般1件、後見事務関係2件、事務局関係1件)を行いました。更に文書20種の加筆図のデジタル化も行いました。その中の後見報酬付与申立書は、後見担当が毎年作る必要があるが、なかなかの難物で、それまで主として事務局が作っていました。そこで記入例と解説マニュアルを作り、勉強会も行って、担当者も作成できるようになり、担当者の活動の幅も広がりました。

◇受任件数の増加に伴い、ご本人負担の活動費等を銀行から出金する件数が増えてきて、会計業務の仕組み変更の必要性にかられました。そこで、通常1年間必要とする金額を事前の後見担当者に渡して、その現金を担当者が金銭出納帳、後見事務実施報告書、領収書のセットで管理し、1年後に会計の監査を受けるようにして、昨年10月から半年間試験的に導入、今年4月から正式に導入しました。(S.F)